

佐賀県ＣＳＯ“志”支援金支給要綱

（趣旨）

第１条 知事は、物価高騰の影響下においても、地域の課題解決に前向きに取り組むＣＳＯを応援するため、予算の範囲内において佐賀県ＣＳＯ“志”支援金（以下「支援金」という。）を支給することとし、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（支給対象者及び支給金額）

第２条 支援金の支給対象者は別紙のとおりとし、支給対象経費及び支援金の支給金額は次の表のとおりとする。

対象経費	支援額
事業経費（事業費、管理費）	１団体あたり 10 万円

（支援金の事務）

第３条 知事は、支援金の支給に係る申請の受付、審査その他の事務の一部を民間事業者（以下「佐賀県ＣＳＯ“志”支援金事務局」という。）に委託することができる。

（支援金の支給申請）

第４条 支援金の支給に当たっては、佐賀県ＣＳＯ“志”支援金申請書（様式第１号）により申請を行うこととする。

（申請の受付開始日及び期限）

第５条 支援金の申請受付開始日は令和８年４月１０日とし、申請期限は令和８年１０月３０日とする。

ただし、自然災害等のやむを得ない理由により申請受付期間内に申請できない場合は、速やかに知事に協議することとする。

（支給の条件）

第６条 申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３） 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- （４） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （５） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は

積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 申請者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(支給の決定)

第7条 佐賀県CSO“志”支援金事務局は、第3条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の支給を決定するものとし、その決定の内容を、支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(支援金の支給)

第8条 知事は、前条により支援金の支給を決定した者に対して、通知した日から起算して30日以内に支援金を支給するものとする。

(支援金の支給の決定の取消し等)

第9条 知事は、申請者が第6条第1項各号に掲げるいずれかに該当するに至ったとき又は、知事が行う別の「重点支援地方交付金」を財源とする支援金を受領していたときは、支援金の支給の決定の全部を取り消すことができる。

(不当利得の返還)

第10条 知事は、支援金の支給を受けた後に支給対象者に該当しないことが明らかとなった者、虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けた者に対して、支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、支給対象者に対して報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

2 支給対象者は、申請書類及び支給完了日の属する年度の活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、支給完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

別紙（第2条関係）

支援金支給対象者は、以下の1～3のいずれかに該当し、令和7年度又は直近の事業年度において決算額10万円以上の活動実績がある団体、又は、4に該当する団体等とする。ただし、知事が行う別の「重点支援地方交付金」を財源とする支援金を受領していないこと。

1. 佐賀県及び県内市町が所轄するNPO法人
2. ふるさと寄附金支援対象団体
3. 1・2以外で以下の要件（1）～（3）を満たすもの

（1）CSOとしての要件

- ア 佐賀県内に事務所（私書箱を事務所とするものは除く。）を置き、活動メンバーの合議により団体の意思決定を行っていること。
- イ 法人格の有無にかかわらず、定款又は団体の規約を備えていること。
- ウ 過去1年分以上の事業活動や決算・財務の情報を整理していること。
- エ 団体設立時等に公的機関による出資等を受けていないこと。
- オ 特定非営利活動促進法別表（第2条関係）に掲げる活動又はその他社会貢献を行う非営利活動団体であること。

（2）活動についての要件

- ア 公益性の高い活動を行っていること。
- イ 県内に在住し、活動する者が1名以上いること。
- ウ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。
- エ 活動の目的が、宗教、政治的なものでないこと。

（3）志縁組織（興味や関心で集まる団体・組織＝市民活動団体、ボランティアグループ、NPO等。）であること。地縁組織（自治会、PTA、婦人会、老人クラブ等）、営利企業は対象としない。

4. 「さが生活困窮者エールプロジェクト事業費」又は「さがこどもエールプロジェクト事業費」の支給決定を受けた団体等